

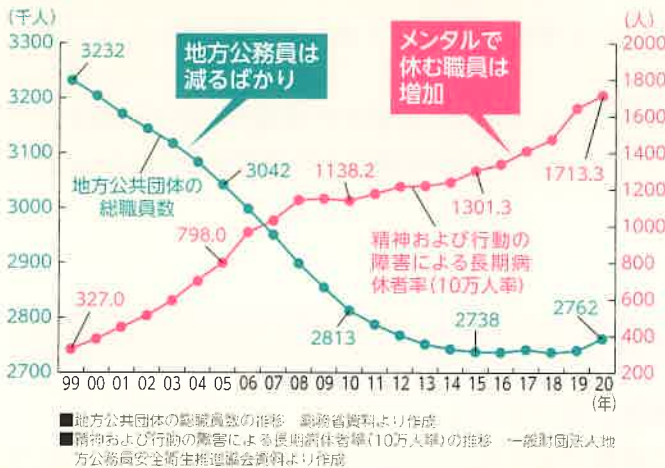
# 壊れるまで働かせるのか？

## 過労死ライン超える働かせ方 NO!



業務量は増えているのに、公務員は減り続けています。長引く新型コロナ対応や災害対応、人員不足による慢性的な長時間労働。肉体的にも、精神的にも限界を超えています。

働く時間は、法律で上限が決められています。これを超えると罰則が科されます。ところが、公務員は、「臨時の必要」といえば24時間働かせても罰せられません。せめて上限を設けて欲しい。公務員も人間です。



### 新型コロナ感染が広がった2021年 7~9月のある自治体の時間外労働の状況

時間外労働の実績	7月	8月	9月
45時間超職員数	220人	381人	281人
80時間超職員数	42人	84人	71人
100時間超職員数	26人	54人	28人
最高時間数	166時間	298時間	184時間

\* 298時間の時間外労働とは、『平日』は毎日午前1時まで勤務、『休日』は午前0時まで働いている状態です。

職員を増やしてほしい

長時間労働の規制を



〒112-0012 東京都文京区大塚4-10-7 自治労連会館  
TEL 03(5978)3580 FAX 03(5978)3588  
Email : info@jichiroren.jp  
URL : https://www.jichiroren.jp/



# 過労死ラインを超えるような公務員の働き方を なくすことを求める要請書

## 要 請 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、いのちと健康が脅かされています。多くの労働者が仕事を失い、生活困窮に陥るなど、国民生活に深刻な影響を及ぼしています。

こうした状況のもとで、地方自治体の職員は、医療や保健所、福祉など、さまざまな職場で懸命に住民のための仕事をしたいと頑張っています。医療現場や保健所だけでなく、ワクチン接種対応や給付金支給業務など多くの業務を担っています。

その結果、長時間労働が常態化しています。1ヶ月の時間外労働が200時間を超えるなど、過労死ラインを超えて働いています。すでに、身体を壊したり、退職を余儀なくされたりする職員が後を絶たない状況になっています。また、自然災害等の発生時などには、昼夜を問わず住民の生命と財産を守るために働いています。

労働基準法は、労働時間の上限を定めています。同法36条は、時間外及び休日勤務に関する協定(いわゆる「36協定」)なしに時間外・休日勤務を命ずることを禁止し、なおかつ罰則規定があります。しかも、時間外労働に上限が定められています。

しかし、同法33条の「災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合」や「公務のために臨時の必要がある場合」は、上限を超えて働かせることが可能になっています。また「人員適正化」などの公務員削減政策による定数減や非正規職員への置き換え、民間委託化などによって人員が大幅に不足しています。通常時でも長時間過密労働が強いられ、災害時にはさらに時間外労働が増え、いのちと健康、精神をすり減らす事態が進行しています。

住民のいのちと健康を守ることと、公務員が健康に働き続けられることが同時に必要です。住民サービスの向上にも直結します。誰もが安心して働き続けられる環境を実現させるためには、「時間外労働に上限規制を設けること」と「職員体制の拡充」が不可欠です。

以上のことをふまえ、下記の事項について要請します。

## 要 請 項 目

1. 公務員にも、過労死ラインを超える時間外労働に規制を設けること。
2. そのために必要な公務員の増員と財源を国の責任で確保すること。

氏 名	住 所 (「同上」や「〃」は使わないでください)
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県

この署名は大臣要請以外には使用しません。

取り扱い団体( )